

議案第 88 号

鯖江広域衛生施設組合を組織する地方公共団体の数の減少および同組合規約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、鯖江広域衛生施設組合から福井市が脱退することおよび同組合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 26 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

令和 8 年 3 月 31 日をもって、鯖江広域衛生施設組合から福井市が脱退するとともに、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により、この案を提出する。

鯖江広域衛生施設組合規約の一部を変更する規約

鯖江広域衛生施設組合規約（昭和58年福井県指令地第230号）の一部を次のように
変更する。

第2条中「福井市・」を削る。

第3条ただし書を削る。

第5条第1項中「17人」を「14人」に改め、「福井市 3人」を削る。

第8条第1項中「参与2人」を「参与1人」に改め、同条第2項から第5項までの規定
中「もの」を「者」に改める。

別表中「福井市・」を削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。